

令和元年第2回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 令和元年6月12日

閉 会 令和元年6月14日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（6月13日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	中川 悟 君
議会事務局 次長	坂本 ゆかり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1 番	小 鹿 重 一 君
2 番	川 崎 憲 二 君

議事日程（第2号）

第1	一般質問	1 番	小鹿重一	議員
第2	一般質問	4 番	柿崎裕二	議員
第3	一般質問	5 番	森 弘美	議員
第4	一般質問	2 番	川崎憲二	議員
第5	一般質問	6 番	吉田 勉	議員
第6	一般質問	3 番	久慈省悟	議員

午前9時35分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は6名です。通告順に一般質問を行います。

1番小鹿重一君の質問を許します。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。小鹿重一です。

きょうは、2点について質問をさせていただきます。

まずは、除雪機格納庫建設についてでありますけれども、平成30年12月開催の定例会でも質問したわけでありまして、そのときの答弁では、4候補地を選定したということでありました。その後、作業は進んだようでありまして、評価点1位である土地を第1候補地として選定したという資料が平成31年4月18日付で建設課より農業委員会に出されております。

このことについては、議会に対する説明は全くないわけですし、まず一つは、農業委員会に資料が出された経緯あるいは目的は何であったのか、お伺いします。

それから、非常に、議会に説明のないままに、先に農業委員会のほうに説明されているということについては非常に残念であったなという気がしております。それで、そのときの説明、どの程度の説明内容であったのかわかりませんが、委員の方々からご意見があったとすれば、どのようなものがあつたのかお知らせ願いたい。

それから、この4つの候補地でありますけれども、場所なり面積あるいは地目、住家までの距離、法規制等について説明をしていただきたい。

また、さらには、この4つの候補地についての現地での説明会をお願いしたいと考えますけれども、ご見解をお伺いいたします。

質問の回数が3回と限られていますので、後でまたまとめて質問しますのでよろしくお願いたします。とりあえず、今、申し上げた点について答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 農業委員会の説明については、農地法の制限がある土地で農

地の転用が必要なため、農業委員会にまず説明をいたしました。

次に、農業委員会の、そのときに出されたことということで、絶対に反対だという意見、無理やり建設されるのであれば近隣耕作者は困ると、耕作者の承諾は必要だと、農業委員会に正式な申請が出されれば審議しますと、候補地は交通事故多数の場所であると、冬季は吹雪が影響で特に視界が悪い場所であると、運転手は国道280号線バイパスの横断に気を使うという点の意見が出されました。

次に、4候補地の場所について説明いたします。

瀬辺地地区の土地と郷沢地区の土地と宮本地区の土地と長科地区の土地を選定いたしました。

面積は、いずれも3,000平方メートル以上の土地です。

地目にいたしましては、瀬辺地地区の土地が山林、郷沢地区の土地が田と畑、宮本地区の土地が田と畑、長科地区の土地が田です。

住家までの距離は、いずれも140メートル以上の土地です。

法規制等については、いずれも農業振興地域であり、そのうち3カ所の土地が農用地区域です。

選定された候補地については、住家までの距離、法規制等、上水道、雨水排水、事業上の課題、事業期間、概算事業費等にかかる14項目について採点基準に基づいて評価した結果、1位が評価点44点で長科地区の土地、2位が評価点38点で宮本地区の土地、3位が評価点35点で郷沢地区の土地、4位が評価点32点で瀬辺地地区の土地となりました。

4つ目の質問の現地の説明については、今後、現地で説明したいと思っております。

以上、説明を終わります。

○1番（小鹿重一君） ありがとうございます。

いろいろ農業委員会のほうでもご意見が出たようでございますので、これから進めていくという話ですので、それはそれとしていいとしても、きょうの一般質問直前のきのう説明会があって説明をいただきましたけれども、きのう明らかにしたわけですので、それについてちょっと質問しますけれども、長科の土地というのは、東青物産の南側の土地だということで、所有者は張間馱雄さんという説明がありました。それで、その土地だということで、長科の字浦田265-1と267-1の土地ということで、地目は田んぼですということでありまして、外見上は造成がされていまして宅地のような状況になっています。なぜ、地目が田んぼなのにあのような状況になっているのか、そ

ういう経過なり、わかっているのであればお知らせ願いたい。

それから、そこを行政で進めていきたいというきのうの説明でしたので、仮にそこに進んでいったとすれば、建物が建つことによって水はけが悪い、現在もそのとおりです。それから、建物の日陰になって日照不足が生じるということで、作物の生育不良という状況が生じるのではないかと、そういうことの配慮もしたのかどうか。

それから、さっき課長の説明もあったように、隣接の土地の所有者の了解が、果たして得られるのかどうかというようなことも懸念されます。

そういうことでございますけれども、きのうの説明の中では、いろいろこれから価格交渉等進めていくに当たって不動産鑑定を入れると。それはそれでいいとしても、あわせてお願いしたいのは、既に誰も立ち会ったわけでもないような土地造成がされているわけですので、地下にいわゆる違法な埋設物がないのかどうか、そのことも作業としてやってほしいと、調べていただきたい。後々問題になるようなことのないようにということです。

それから、もう一つ申し上げたいのは、このようにどうも不透明な造成がされていると感じる土地について行政が話を進める、建設予定地として話を進めるということについて、行政では何ら問題がないというのか、そこら辺、何か疑念を感じるというようなことがないのかということについてお伺いします。

以上です。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 1点目、盛り土の経過については、ちょっと私のほうではわかりません。

2点目の水田の水はけが悪いということで、それについては今後調査していきたいと思っております。

3つ目の日照不足の件については、現在、南側を向けて建てる計画でおります。日照不足で生育不良が出るのであれば、調査は必要であると考えおります。

4つ目の近隣の人が反対であるというのに進めるのかということについては、協力いただけるようお願いしていきたいと考えております。

次の、地下埋設物を調べてほしいという件については、今後調べていきたいと、調査していきたいと思っております。

進めるのに問題がないかという点については、現時点では問題ないと考えております。

以上です。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 一番最後の質問に対する答えとなりますけれども、不透明な話があつて疑念が抱かれていないかという質問でございました。

私は、選定に当たって私自身は、例えば15カ所からスタートしていますけれども、それについて私ははまっていないといえ言方悪いんですが、関与しないままにともかく適地を探して、一番いい方法でということで評点方式にしたということで、不透明な点があるということになれば、例えばそういう、私の確かに支援者の土地ではありますけれども、そこを狙ってやったとか、そういったことは一切考えておりませんので、言っておきたいと思ひます。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 最後、3回目でございますけれども、除排雪は中沢から広瀬高根までずっと当然やるわけですが、蓬田村はご案内のとおり、南北に長い集落形成がされているという村でございます。そういうところで、今回、村で進めたいという土地は長科ですので、非常に村としては南寄りだというようなこと。だとすれば、いろんな施設あるいは車両管理あるいは重機等の移動等を考えたときに、村の中心地に適地は本当になかったのかどうかということをお聞きしたいなど。そういう村民の声もあつたわけですので、それを代弁していつているような話ですが、私も確かにそういう適地があれば中心がよいのかなというふうには考えています。

それから、村にも所有地が何カ所かあると思うんですが、本当に適地というものが見つからなかったのかどうかというふうな、非常に考えるわけですが、村の現在既にある土地を利用するとすれば、非常に経済的な面でも節約になるでしょうし、そういうことも配慮されたものかなというふうにはお聞きしたいなど。

ただ、聞くところによれば、余りにもバイパス付近というものにこだわった結果、このような選定になったのかなということもちょっと気になっていましたので、そこら辺はどういう背景があつたのかなということもあわせて聞きたい。それは質問です。

あと最後、要望でございますけれども、格納庫の建設というのは私も議会でも質問したりして、早く進めたらどうかということも言ってきた経緯がありますので、この土地で反対しているわけではありません。ありませんけれども、だから議会としてもあるいは村民としても納得できるような説明も得られないと、例えば、売買交渉が進んで価格

提示を我々されたとしても、簡単に賛成するわけにはいかないなということになるのかなと思っていますので今申し上げているわけですので、よろしくをお願いします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 村内9キロメートルほどある真ん中が望ましいわけでありませけれども、民家からの100メートル離れている場所とか、道路が広い場所に面している、隣接している土地等を考えて、今回の4カ所になったわけであります。

次の村有地でそういう適地がなかったかということではありますが、村有地であれば、広い建物を建てる土地となれば野球場の北側の土地というのがあるんですけれども、グループホームがあって、すごく近い土地でありますので、騒音問題等もありますので、その土地は建てられないということでもあります。

以上です。（「バイパス付近さこだわったという」の声あり）バイパス付近にこだわったのではないかということでもあるんですけれども、選定して採点していった結果、バイパス付近の土地4カ所になったという経緯であります。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） わかりました。

現地を案内して説明してくださるという回答ありましたので、現地に行かないとなかなかイメージも湧きませんので、よろしく願いいたします。

2番目に移ります。

新デジタル防災行政無線整備に伴う戸別受信機の設置についてということでございますけれども、新デジタル防災行政無線は、平成30年度中に整備されて運用されています。その際、各地区の公民館等の何カ所かにも戸別受信機が設置されています。当然、外のものも当然必要なわけですし、それはそれでいいんですけれども、非常にものが新しくなったというものの風向きによっては全く聞こえないし、今の新しい家であれば非常に機密性が高いというようなことで、家の中にいけばまず聞こえない。窓開けて聞けばいいでなということにもなるんですけれども、そういうことでなくて、せっかく戸別受信機というものがあるわけですので、そういう対応をまず考えていただきたいという質問であります。

うちのほうの公民館に2つあって、どちらにも設置していただきましたけれども、非常に好評です。よく聞こえます。そういうことを考えると、せっかくいいものができそうだが、やれそうだとということになっているわけですから、いいものがあっても聞こえな

い、聞き取りにくいでは何なりませんので、早く意向調査をして戸別受信機というのを設置を進めたらどうかというように考えるわけですけれども、計画等があるのかどうかお伺いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

おかげさまで新デジタル方式による防災行政無線の整備は順調に進みまして、3月中に完成をして、現在運用しているところであります。屋外子局から流れる放送自体も新しくした影響もありまして、前よりはかなり明瞭になっているというふうな話も出ております。

今、質問にある戸別受信機の件ですけれども、今回は村内の公共施設、それから福祉避難所、指定避難所等に30カ所あるわけですけれども、そこに限定をして、必要な場所に整備をしたという経緯があります。確かに屋外の子局からの放送については気象条件、今の住宅の事情等によってなかなか聞こえづらいというのも事実であるのも確認しております。ただ、戸別受信機を整備するということになると、1台当たりまず約6万円ほど経費がかかると。それと電波で受けるものですので、通常のラジオとかと違って、アンテナを家の外のほうにアンテナのケーブル穴を開けたりして取り付けをしないといけないという部分がやっぱり出てきますので、そういう部分があって、つけたいという方の話もありますので、そこら辺を考慮した形で意向調査を早目にしてやりたいとは思っていますけれども、今の、3月からまだ日がたっておりませんので、スピーカーの向き等も調整で少しばかりは聞こえる方向を変えることもできますので、いま一年ほどはやっぱりちょっと様子を見てからにしたいと一応今のところは考えております。

以上であります。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今の答弁によりますと6万ぐらいという話ですので、仮に現時点の単価で6万とすれば、500戸つけたとすれば3,000万、400戸で2,400万、200戸しかなければ1,200万というようなことになると思います。ですから、別に単年度ですぐ全部やれって話ではなくて、年次計画を組んで2年あるいは3年という中のことでやっていただけないかということで、村長にお聞きしたいんですけれども、ぜひ村の予算で、個人負担のないようにしてやっていただけないかというお願いですけれども、いかがでしょう。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私もできるだけ早くこれを進めたいということは変わりありません。その理由は、やっぱり災害がいつも多様化、複雑化、大規模化とよく言われる言葉でありますけれども、そういったことを考えればできるだけ早くということになります。

ただ、今、小鹿議員がおっしゃったように、個人負担をゼロにしてということでありまして、これにつきましては、やっぱり私がただにするという明言をするわけにはまいりません。と申しますのは、やっぱり財源的なこと、あるいは工事の中身に関する、それらのことを一応検討した上でやらないといけないというふうには思っております。できれば、村が買って貸与するという方向で検討を進めていただくということにしています。その際、やっぱり維持管理経費とか、その他もろもろかかる、例えば修理費でありますとか、そういったものをどうするかという問題もついて回りますので、それらについて検討を進めてまいりたいと、こう思っています。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今、村長から前向きな回答をいただきましたけれども、1年、2年先延ばしするのではなくて、でき得る限り取り組みは早くして、村民が希望しているものに答えていただきたい、それが行政の努めだと思っておりますので、お願い申し上げます。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、1番小鹿重一君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（木村 修君） 日程第2、4番柿崎裕二君の質問を許します。

○4番（柿崎裕二君） おはようございます。4番の柿崎です。

これより、一般質問をしたいと思います。

きょう、大きく分けて2つの項目になって、その中を細かく割っていますので、何回かに分けて質問していきたいと思っております。

まず、1つ目に、今、1番の小鹿議員が述べた防災デジタル無線から戸別受信機の話になります。

一般質問の申告上、どの議員が何を質問するかというの我々もわからなかったのですが、だぶついて同じような質問をすることもあるかと思いますが、そこはぜひおつき合いし

ていただいて、答弁をお願いしたいと思います。

小鹿議員の中にも戸別受信機の話がありまして、その前に、今までの有線放送自体がアナログからデジタルに22年度からずっと工事を続けていまして、当初の予定ですと34年度に完成予定ということが幾分繰り上がりまして、昨年の段階で完了したと私は思っております。

そのデジタル有線に関しては、確かに先ほど総務課長が答弁したように、私自身も聞いて、明朗になって聞きやすくなったのは事実です。また、そのスピーカーがついている柱の上のほうに赤色灯が付きまして、音声が鳴っているときは点滅するようになっていました。それもまた、目で認識して有線が鳴っているんだなという視覚的な部分も改良されて、非常によくなったと思います。また、デジタルにしたそもそものスピードに関する部分が目的なんでしょうけれども、スピードは我々には至って余り感じないと。

その中で新しいデジタル有線を聞いていまして、この間もやませが1週間ほど続きました。現に有線がどうだったかという、全く聞こえない状態が続いています。また、二、三日前には、広瀬地区の八幡宮そばに熊が出たとの有線が鳴ったそうで、それもちょうどやませのときに鳴った放送でありまして、全く状況がつかめなかったと。きのうの段階に至っても、私のところに何人か村民が訪ねてきて、熊出たって本当の話なの、どこさ出たんだべ、どこの部落さ出たんだ、場所どこなんだべっていう状況が続いています。ということは、何億もかけてデジタル有線、これは国の事業でそうしてくださいということで変えていったんでしょうけれども、先ほども村長もおっしゃっていました、村民の生命、財産を守るための有線放送なんだよ、防災無線なんだよと。その中で、熊が出たとか、危険が伴う情報が的確に伝わらない。伝わらないどころか、かえって混乱を招いているような状態なんです。聞こえた人には聞こえた。聞こえない人には聞こえない。それ本当の話なんだかということになって、混乱を招くだけなんです。これでは到底村民の生命を守るとか、災害時のための避難をするとか、そういった機能は一切持ち合せていない有線放送になります。

したがって、戸別有線、確かに村内の公共施設30カ所について私も聞きました。すぐくはっきり聞こえます。外の環境に関係なく聞くことができます。ちょうど我々の4月の議会選挙のときに、私がたまたま公民館に集ってまして、村民の方と支持者の方と集ってましたら、当選発表の有線放送が館内に流れたわけです。物すごくきれいに流れます。当然、聞いていた人は歓声を上げたりとか、聞き逃した部分もあったわけです。

そしたら、その機械に詳しい方が、今の戸別有線は自動的に録音もされているんですよ。今、有線終わったけれども、もう一回聞きますかということで聞き直したんです。それも物すごいいい機能です。それが、あの後で説明書を読みますと、ずっと1週間、2週間くらいの容量を全部自動的にメモリーに録音されて、自動的に録音されている。それを繰り返し聞けるという利点があります。そうしたいいものを、便利なものを、何年か後にとか、先ほどの答弁の中にも1年くらいは様子を見て、経過を見てつきたいと。そのような悠長なことでは村民の安全は守れない、村民に重要な情報を伝えられないと、私は強く思うわけです。

この件については、28年度の段階で私の一般質問でも一度聞いています。こういう戸別有線がありますけれどもどういたしますかという問いかけに対して、総務課長が、住民につけるかどうか聞き取りをして、その上で計画を練っていききたいという答弁をしております。そうすると、28年度の9月の段階の一般質問に対して、今もう2年経過しているわけです。その中で、役場として村民につけたいか、つけたほうがいいのかとか、意向調査は行っておりましたか。答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） まず、有線ではなくて無線でありますのをひとつお断りしておきます。

放送自体の計画は、22年のあたりからアナログの方式をデジタルの方式に順次置きかえをしております。30年度の時点で国の方針が変わったということで、大きくいうと、Jアラートの関係が大きいわけですが、そのJアラートの関係の機能がアップしたということで、それまでにデジタル化しておりました部分よりも3秒、4秒早く緊急情報が入る方式になったということを受けまして、急遽、今までアナログからデジタルの段階に切りかえをしていたものを一時とめまして、今のまたもう一段階新しいデジタル方式のほうに設計を切りかえをした。それで、あの新しいデジタル無線放送のほうに今、整備をしたということの経緯がありまして、例えば、28年の当時、アナログからデジタルに切りかえているときの意向調査の部分の戸別受信機の部分と、今つけた部分の戸別受信機は恐らく方式も変わってしまっていて、値段も変わっているという部分が多分あると思いますので、その当時の意向調査をできればして整備をしたいという答弁であったということでもありますけれども、その時点からまたちょっと状況が変わったということもありまして、その意向調査自体はストップしているという形になっております。

今、新しいデジタル方式に機器を整備しまして事業完了したわけですがけれども、それは国の起債を借りまして整備をいたしました。額が額ですので、起債を借りざるを得ないということもありまして、そういう補助の部類に乗かって整備をしたということになっております。今後は、戸別受信機のほうが性能がいいといいますか、明瞭に聞こえたり、いろいろ機能があるということで、整備をしたほうがいいのではないかというお話ですがけれども、整備をするとすると、また何か起債なりをできれば活用したいと。単費で全世帯の部分に整備をするとすると、最低でも6,000万ぐらいはかかるということになりますので、なるべくそういうのを使いたいのがまず一つ。

それから、やはり他町村でも戸別受信機、実際整備をしている町村ありまして、話を聞きますと、そういう機器交換をする場合に意向調査をまたするそうなんです。そうすると、全体のやはり7割ぐらいの人でないといけないという人がいないというようなアンケート的なものもちょっと出ていますので、約1,000世帯で6,000万であれば700ぐらいの、半分ぐらいになるという形になると思うんですがけれども、それはそれで意向調査を進めていかないと結果は出ないわけですが、その意向調査も含めて少し時間をいただきたいということで、今のつけて間もないのをもうちょっと調整等もありますので、それも並行しながらやって戸別受信機を整備のほうまでできれば検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） デジタル無線の防災無線も今、完了したばかりで、もう少しスピーカーの向きとかを調整して様子を見たい。たしか前の答弁にも同じようなことを聞いています。

結局は、このやませ地帯においてスピーカーを幾ら調整しても、聞こえが悪いというのは明白なわけです。これ以上それを調整してもどうこうなるとか、改善するというような段階ではないと思います。したがって、先ほどから言っています、住民に対して意向調査を、28年度からしたい、状況が変わって今までに至ってできていないという答弁でしたが、時間をくださいと言いますけれども、もう2年もたって、またここから1年も2年もといえ、いつまでたってももちが明かないんです。

ですから、この場でとは言いませんが、ことし中に意向調査だけははっきりやっていたら、村民の気持ちを踏まえた上で取り組んでいっていただきたい。他町村

では7割ぐらいしか望みませんでしたよといっても、これを個人負担になりますと7割とか6割とかになるかもしれませんけれども、村が全額負担しますよと言えば、そこで拒む必要もないわけでありまして、先ほども小鹿議員のときもそういう、無償でとか、有料でとかってありましたけれども、あくまでも住民のための、生命を守るための、貴重な情報を流すためのデジタル放送でありますので、無線放送でありますので、無償で当然取りつけるべきだと思います。そうなると、もっとぐんと、7割じゃなくて100%までいかなくても100%近い家庭がつけると。また、つけていただかなければそういう情報が発信できないと私は思いますので、ぜひ、先ほど村長が最後答弁されていましてけれども、何とか早い段階でというお言葉でしたけれども、もう一度村長にお聞きします。早い年度という、ことし中に計画を練るような気持ちで検討できませんか。返答お願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この件に関しては、できるだけ早くという表現でしたが、今年度中にその調査をするというのは私は可能だと思っています。

かつて、私も役場職員時代に、この件について調査をしたことがございまして、時間的には結構かかるんですが、要するに、意向調査をやってそれを図面に落として、どこの地区がどうだという形のを調査して、どこが必要か、どなたが必要かということをするためにはそれなりの時間が要する。できれば私の、今、早く、ことし中ということでございますけれども、スケジュールを組みながら、多分5カ月、6カ月かかるというふうには思いますので、自治会の会長さんの皆さんの協力も必要ですし、単純にはいきませんが、そういったものの協力を得ながら今年度中に何とか進めていきたいというふうにはお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ありがとうございます。ぜひそのように意向調査から始めて、最後は戸別無線設置までこぎつけていただきたいと思います。

次の2番目の質問に移りたいと思います。

コミュニティバスの延長についてということで質問いたします。

コミュニティバスの延長ですが、外ヶ浜のマエダショッピングセンターまでの延長ということで、平成29年の3月議会において、私が一旦質問しております。また、同年の

9月議会では吉田議員が同様の質問をしましたが、いずれも前向きな答弁が得られませんでした。

その答弁の中に、コミュニティバスの定義に反するので無理との答えでした。では、その定義とはどのような内容のものか、説明をお願いしますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

コミュニティバスの定義に反するので無理ということで、平成29年の3月議会に当時の総務課長が答弁をしている議事録は確認をしました。

その定義とはどのようなものを説明ということでもありますけれども、村にあるコミュニティバス運行に関する条例の第2条の中に、定義として、この条例において、コミュニティバスとは、蓬田村が道路運送法第80条第1項となっていますけれども、現在は79条の第1項になっていまして、その規定によって運輸大臣、今であれば国土交通大臣ですけれども、の許可を受けて行う有償運送事業をいうというのが、実際のコミュニティバスの定義といわれるものになっています。

ただ、当時の答弁の中での使った言葉の定義ということでもありますけれども、恐らく考えられる定義といわれるものであれば、そのショッピングセンター自体がある意味公共施設ではないと、商業施設であるので、その目的が公共的交通手段としてはふさわしくないのではないかという意味合いで回答したものではないかと、今で考えられる範囲でお答えできるものであります。なので、実際の条例でいう定義とはちょっと意味合いが違う表現になっているのではないかと推測されますので、説明を終わります。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の説明で、微妙な部分ですけれども、定義というとかた苦しい条例上のことを指すのかとは思いますが、今、総務課長の答えでは、もう少しやわらかい意味の部分も含めてということのように受け取りました。

そういうふうになりますと、このコミュニティバスそのものは、村民の生活を便利に図るために運行しているわけでありまして、当然、今この高齢化社会において、移動手段を持ち合せない高齢者の方が買い物に行けない状況がかなり多く見えております。その中で、買い物難民を出さないためにもスーパーまでのバス延長、コミュニティバスの延長を考えるのは、これはしかるべきことであって、その定義に反るとか、そこからは外れていると私は考えます。

また、外ヶ浜町に乗り入れる際、タクシー会社2社、それから外ヶ浜巡回バスなどがありまして、そういったもろもろの会社とかと連携をとるためにも公共会議に諮って乗り入れを検討したいという総務課長の答弁でした。その公共会議なるものは、これも29年の答弁でしたので、それから公共会議にこの課題をのせて話し合ったのかどうか、まず一つ聞きたいことです。

それと、先ほど私自身から、高齢化に伴い買い物バスみたいなものが必要なんではなからうかという、今、提言をしているわけですが、私のほうで、2015年の国勢調査になりますけれども、その人口を少し調べてみました。そうすると、移動手段を持ち合せないであろう年齢、要するに65歳以上になります。これが2015年度で蓬田村は1,093人になっております。その中で、その1,093人の中で75歳以上の方が614人。これは2020年の推計になりますと65歳以上の方が1,138名、その1,138名の中の75歳以上の方が608名ということになります。

これはあくまでも推計とその国勢調査の値でありまして、実際はどうかということ、私が社会福祉協議会と各自治会の民生委員の方に、75歳のひとり暮らしと夫婦二人で暮らしている家庭の数を調査しました。一応、中沢から申しますけれども、75歳以上でひとり暮らしまたは高齢者二人暮らしの家庭ということで、中沢が40人、長科が40人、阿弥陀川67人、蓬田58人、郷沢46人、瀬辺地56人、広瀬58人、高根20人、宮本団地12人、よもつとが23人、合わせて429人になっております。これだけの村民の人数が、必ずしも移動手段を持ち合せないというわけじゃないですが、75歳以上で、これから移動手段に困っていくであろうという人数になります。

要するに、村の今の人口から見ますと、5分の1程度が75歳以上ということになりますので、当然これは、このコミュニティバスを買い物ができるスーパーまで延長するなり、さもなければ、コミュニティバスと切り離して、買い物バスとか、要するに、もう少し小型のワンボックスタイプの乗用車で送り迎えするものを新たに模索するとか、そういったことを早急に考えないと、本当に買い物難民ができて大変なことになります。

日ごろより、村長が、あずましい村を目指したい、常々言っておりますので、そのあずましい村を実現するためにも不可欠な事業だと思います。それもあわせて村長どう思いますか。答弁をお願いします。（「先に総務課長から」の声あり）

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 地域公共交通会議というものがありますけれども、それに諮

って、コミュニティバス等のダイヤ、料金等を決めているわけですが、現在まだ、その会議を開くまでには至っておりません。なぜかといいますと、実際その車両を運転する運転手等が、やはりどうしても募集をかけたりにしているんですが、なかなか見つからないのが現状でありまして、最低限の人数で今やっそこ回しているというのがまず一つです。

それから、ダイヤのほうをちょっと検討、実際してみたんですが、どうも、仮にそのマエダストアさんのところまでコースを延ばすとしても、今のダイヤであればちょっと時間が全然合わない。外ヶ浜さんのほうでもコミュニティバス出していますけれども、連絡できるような時間調整等々できるかなと思ったんですが、ちょっとそれもかなり難しい時間帯のことになります。

あと、仮にその、仮の話ですけども、延ばして買い物に行ったとしても、そこから帰る足の時間帯を今度考えると、今、現状、午前3便、午後2便とか運行しているコミュニティバスなんですが、その便数が多分減る形になります。というのは、どうしてもその買い物をしている間はバスとまっているわけにはいきませんので、一旦おろしてしまっって買い物をしてもらう。その次の便まで結局待たないといけない形になるので、そこら辺はどうも、今のあるバスを延ばしていく方法がちょっと適切でないのかなということではちょっと考えが及ぶところでありましてけれども、現状、そういう諸所の問題がありますので、どうしてもまだそこら辺の解決、めど立たないと、どうしても公共交通会議等にまず諮る段階にはやはり持っていけないのが現状であります、今のところは。

それから、小さいワンボックスで買い物バスみたいなものをつくれないうことでもありますけれども、つけれないわけではないですが、やはりそれも車両の手配と、それから実際それに乗る運転手等の手配を、今のコミュニティバスと別に立てなければいけないとなると、車両的な部分に関しては、予算、皆さんに可決していただければ買えるんですけども、やはり人的資源がどうしても、運転手の部分が必要だということもありますので、どうしてもそこら辺のクリア、今後は検討していかないと買い物難民、どうしても足がない人があるのは重々わかっておるんですけども、そこら辺の対応する部分がやはりめど立たないと、ちょっと無理なのかなという部分は今の現状の状況であります。

以上です。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 最後の質問の、あずましい村づくりに関して必要でないかということでもあります。

私もこの問題については相当真剣にというか、真摯に考えていますが、ここ1週間、十日ぐらいのうちに、高齢者の交通事故というのが非常に多くマスコミや何かでもこれに対してすごく問題になっています。要するに、高齢者の免許返納をした場合に足がないと。特に、田舎来ると自家用車以外がないというような問題。それからもう一つは、やっぱりその地域の中で快適な、あるいは、何ていうんでしょう、生活に支障にないような公共交通というのを考えざるを得ない時期だというふうには考えています。

その辺に対しては、解決策というのはなかなか、今、総務課長から言いましたように、いろんな問題を持っておりますので、それらの問題を出しながら解決していかなくゃいけないということは、今の言ったように、他の市町村の交通網との兼ね合い、あるいは自前でやると人的資源が足りない、そういった問題を重々検討しながら、これらに対処をしていかなければ、議員が言ったような、本当に買い物難民であふれてしまう、あるいは高齢者の事故が絶えないというふうなことが出るんじゃないかというふうに心配しています。できれば、運行経路の見直し、時間帯の、ダイヤの見直し等についてできるだけ早くやりたいというのは私の思いであります。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 答弁ありがとうございます。

今、総務課長、また村長からの答弁を聞きまして、車両、それから運転手の不足などから公共会議にもなかなかかけられない、計画のめどすら立てにくいという答弁がありました。

私のほうから、もし村のほうで難しいのであれば、タクシー会社とか外部へ委託事業、そこまで幅を広げて考えてでも、買い物バスなり、交通手段をつくっていただきたいと、強い要望をもって、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 5番 森 弘美議員

○議長（木村 修君） 日程第3、5番森 弘美君の質問を許します。

○5番（森 弘美君） おはようございます。

では、1点について質問させていただきます。

コイン精米機の設置についてということでございますが、昨年の秋ぐらいいまで蓬田地区にコイン精米機が設置されて、その後、撤去されたと思うんですけども、最近、高齢の方からよく蓬田地区になくなったから非常に不便だという声が寄せられています。また、隣の外ヶ浜町にもJAの修理工場敷地内ですか、隣地内ですか、あります。隣の市にもありますけれども、隣の市にあるのは、米ぬかも施錠して勝手に持ってこれないという状況です。高齢の方は昔からのぬか漬けを漬けられなくなったと、そういう声も聞こえてきます。

若い人は、サラリーマンあたりだと、現在、朝ご飯というと米でなくパン食になってきている方が多くおられると思いますけれども、昔からのお年寄り、高齢者の方は、やっぱり昔からの食があって、朝からご飯でないと一日の力が入らない、そういう声も聞こえています。

ぜひ、村としてはJA蓬田さんと協議しながら、またメーカーさんと協議しながら、コイン精米機というものを設置できないか伺います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

コイン精米機の撤去については、私も家のそばなので確認をしています。去年の秋ごろに、知らない間に撤去されていたということで、実際、もうそこにはありません。

そもそも撤去したということは、もともとつけている農機具屋さんも井関農機さんですけども、独自で設置していたと。一応、なぜ撤去したのかということで、撤去した理由もちょっと確認、聞いてみました。そうしたら、やはり売り上げ自体が少なくなって経費がかさんできたため、撤去に至ったということでお話を伺っております。かわりに、隣の外ヶ浜町さんとか、青森市の後潟地区とかにもあるから、そっちのほうが性能いいからそっちのほうを使ったらどうでしょうみたいな話もされたそうであります。

確かに、利用されていた方々、私も含めて利用していた人がいるわけですけども、不便でしょうけれども、役場自体が今、例えばJAさんと協議してとか、メーカーさんと協議してみたいな話がありましたけれども、そこまではちょっとまだ考えていませんでしたので、とりあえず隣接している地区にはそういう施設何か所かありますので、今のところはそういう場所を利用させていただきたいと役場のほうでは考えております。

以上です。

○議長（木村 修君） 森 弘美君。

○5番（森 弘美君） 今、総務課長の答弁だと、隣の町、隣の市、隣接の地区にあるから、そこまでは考えていないと言いましたけれども、お米を食べる人というのは、若い人は、サラリーマン、さっきも言いましたけれども、パン食が年々多くなってきています。高齢の方が白米、ご飯を食べるので、なかなかそっちのほうにも足を運んで行けない。だから、高齢者のためにもぜひ村内に、今までなかった、ないものをつくるんでなく、あったから、それがなくなって非常に不便を感じているわけです、高齢者の方は特に。そこをもう一つ踏み込んだ考えで、村としてはJAさんと協議するなり、メーカーさんと協議するなり、前向きに考えてもらえないか、最後、答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） あったものがなくなったので不便だというのはわかるわけですが、もともとなかったところにメーカーさんがつくったというのが始まりでありまして、そのメーカーさんが、やはりどうも経費がかさんでどうも維持できないということで撤去したということがまずありますので、仮に、今これからJAさんなり、またメーカーさんなりと協議するにしても、どうしてもそこら辺は、売上げとその経費の部分でやはりやるとなると商売でしょうから、そういう経費がかさみ過ぎて売上げが少ないという、ボランティア的な部分では多分そういう設置するとかという話にはならないと思うので、それをまた、例えば、村が独自に買ってやるということにもなりませんし、そのお話はできますけれども、設置する、しないは、やはりそこは商売だと思いますので、行政的な部分ではちょっとそこら辺の対応までは、役場が設置するとかというところまではちょっと考えはいかないかなと思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 森 弘美君。

○5番（森 弘美君） メーカーさんはやっぱり会社ですから、儲けが、利益が上がらないと、途中でもどんどん、どんどん撤去します。だから、高齢者のために村でメーカーさんに助成なりして、その辺、前向きに考えてもらうように私のほうからお願いして、私の質問終わります。

○議長（木村 修君） これで、5番森 弘美君の質問を終わります。

○議長（木村 修君） 日程第4、2番川崎憲二君の質問を許します。

○2番（川崎憲二君） おはようございます。2番の川崎です。

今回、初一般質問ということで、質問の内容等ちょっとわかりづらい等あると思いますが、その辺はちょっとご了承願いたいと思います。

私の今回の一般質問は4点ほど、ちょっと多いですけども、4点ほどです。

まず、一番最初にですが、村長に単刀直入で聞きたいということで、今後、人口減少等進んでいくにありまして、村の合併等について、そういうことを考えているのか単当直入にちょっとお伺いしたいと思います。答弁お願いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） ことし村政130周年記念ということで私もいろいろと考えておるところはあります。これまで昭和の合併、平成の合併ということで、合併協議が何度かありましたが、それらに村として参加しなかったということは、村民の強い気持ちがあってそれがなせていないというふうに私は思っています。

現在、村政を束ねる者として、そういった気持をこれからも引き継いでいかなければならないということを念頭に置きながら、できるだけ財政的にも、あるいは地方創生に対する施策の展開も、一生懸命人口減少をとめるために頑張るしかないというしか言いようがありませんけれども、いささかやってみても、なかなか人口減少には歯どめがかからないというのが現実でございますので、諦めずにやっていきたいというふうには思っています。

以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） 私自身も個人的には合併には反対でございます。

村のほうで、蓬田村総合戦略ということで27年度に策定していると思いますけれども、その中ではもう人口ビジョン等もやって、ビジョンということを掲げております。ビジョンを掲げて、あとは戦略と戦術と、長期、中期とありますけれども、せっかくいいビジョンつくって、意向調査もしてございます。その調査の結果を出しているにもかかわらず、施策につながっていないのかなという感じが個人的にしております。例えば、その人口ビジョンの中で、アンケートの結果で、満足している理由には、緑豊かな山地や海が美しい、友人・知人・隣近所のつき合い等があり地域に愛着がある、温泉があり食材もおいしいとあります。一方、不満についてですけども、先ほどいろいろ出ていると

おりに、日常の買い物の利便性がよくない、また医療・福祉・介護サービスが整っていない、経済的には安定していないと、いろいろ不満の理由も出ております。せっかくアンケート調査しているので、そこからまた戦術、戦略なりあると思うので、その辺もうちょっと、せっかくこういういいビジョンというか、戦略を冊子にしたことなので、そこをもう少し、絵に描いた餅にならないように、ちょっと進めてほしいなと思っております。

いろいろビジョンを掲げて戦略までできています。あともう村の人口をふやす、移住等を考えるに当たって、やはり村の、ほかの地域には負けないところ、コア・コンピタンスなんですけれども、どこにもまねできないような、そういう政策もなければなかなか人口等の増というのは図れないかなと思っております。ですので、やはりせっかくこういういい人口ビジョン等調査もしてあるわけですので、そこを、まず不満な点をもう少ししかいつまんで政策をもう少し打ち出してほしいなという気持ちはあるんですが、あともう一つ、質問なんですけれども、このビジョンについて、職員は全員意思統一、職員も同じビジョンに向かって意思統一されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私もちょっと今資料持ってきませんで、この蓬田村人口ビジョン総合戦略、これを組むに当たって、まず平成25年12月に国が、まち・ひと・しごと、国の総合戦略を出した。それに基づいて、村は努力義務というのでこの総合戦略をやってくださいという流れでした。

それで、25年のたしか11月だったように記憶していますが、それ以後、26年4月に、実はうちのほうのそういう対策について、庁内全員でやろうやということで組織したところがあります。それは、担当職員と班長が中心になる組織と、この報告書の中にはありますけれども、班長が頭になる組織と、それから課長でしたか、本部、村長が中心の頭になる推進本部と二分けにしまして、それでお互いが作業を積み上げをした上で、それを私の記憶では都合5回ぐらいはやっているのかなという……5回どころじゃないです、11回から12回その作業を積み上げしてきたというので、私も非常にこの総合戦略に対しては気持ちを入れてやっています。

その政策の中心については、私自身も若干の意見はのみましたけれども、職員あるいは行政の中でいただける意見は全ていただきたいというので、職員に檄を飛ばしたこともありました。それを何とかして実現したいとは思いますが、何しろ村の長期

計画等の兼ね合いもありまして、大規模なものが重なると財源が行き詰ると、そういったこともありまして、大規模なものについては徐々にという形、ソフトについてはそれぞれやっっていこうやということで進めています。

そういったことで、職員の関与についてご質問がありましたので、私は、28年3月以後に入った職員はちょっと難しいかもしれませんが、それ以前の職員については同じ気持ちでやっているというふうに思っています。

以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） ありがとうございます。

せっかくこういうビジョン、いいのありますので、それをやっぱり実現していただきたいということがあります。戦略にはどうなりたいのかというのと、そのために何をすべきか、またどのように実現するかという3段階のあれがありますので、そこをできれば皆さん、村民も一緒に巻き込んで、人口減少等についてはみんなで取り組んで、私も少なからず村でタマネギの普及ということで頑張って、できればタマネギといったら蓬田村となるぐらいに、今それを目指して頑張って、村の宣伝等もしようということで頑張っておりますので、また皆さん、村民も巻き込んでこういう対策について一緒に実現していけたらなと思っておりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2つ目ですけれども、先ほど柿崎議員も質問いたしました。コミュニティバスの路線延長ということで、先ほどいろいろお聞きいたしました。

質問内容は大体同じなので、ちょっと中身変えるというか、ちょっと先ほどの答弁の中で、仮に、マエダショッピングセンターまで行った場合、次の時間までが時間があくという答弁もありました。ただ、あそこ、蟹田病院までも行って時間はあるし、マエダのほうにもイトインコーナーありまして、ちょっと休憩できるコーナーもあります。ですので、一回やってみないとわからないと思うので、できれば、毎日じゃなくても、買い物は人それぞれですけれども、1週間に1回とか、一回やってみてはどうかという提案でございます。もし、本当にできないのであれば、民間の施設等ではデイサービス等で、どこかに行くというところは有料で送ったりしている施設もあります。もし、そういう施設に委託できるのであれば、そういうのも委託して、早急にコミュニティバスとかの買い物難民、それを解決してほしいなと思っております。それは先ほど柿崎議員も質問しましたので、要望ということにしたいと思ひます。

3番の質問ですけれども、村営住宅についてです。

宮本とよもっと団地、2つの村営住宅あるわけですが、今の入居状況と、あそこは低所得者向けということになっていきますけれども、その入居基準、一般に低所得者という大体年収で300万以下というのがうたわれておりますけれども、その辺はどういう基準になっているのか、ちょっとお聞きしたいです。答弁お願いいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） お答えいたします。

平成31年4月1日現在で、宮本団地が30戸中25戸入居しております。よもっと団地が50戸中46戸入居しております。

低所得者の入居資格については、住宅に困窮している方で、国税・地方税等を滞納していない方、月額所得が15万8,000円以下の方か、世帯に高齢者・障害者・未就学者がいる場合は月額所得が21万4,000円以下の方が申し込みできることになっております。

以上、説明終わります。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） ありがとうございます。

以前にちょっと住宅等回ったとき聞いた話なんですけれども、今現在、子供が就職したら世帯の収入が多くなって退去をさせられたという事例も聞いておりますので、その辺は、逆にこういう、まだあいているとあるのであれば、それはやっぱりその人たちが村内から出ていくということじゃなくて、そこにとどめる話で、その人たちにまた別なところを提供するような話で進めてほしいなということもありまして、そこはまたお願いしたいということです。

また近年、賃金、今の安倍政権になってから賃金アップ、ベースアップということであっていますけれども、それについて、その基準等はベースアップに伴い低所得の、先ほど言った15万8,000円等の金額出ておりましたけれども、その辺は賃金が上がっているこの今の時代ということになって、そこは上がった、そういう対応はしているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） お答えいたします。

国会でベースアップしているとうたっている、その辺に合わせて収入基準を上げているかということについては、公営住宅法施行令により、全国一律に収入月額が定められ

ていますので、基準には上げておりません。

以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） ありがとうございます。

低所得者向けという住宅があつて、村内にあるということはいいんですけれども、若い人たちがほかに行かないようにするためには、やっぱり若者向けの、低所得者じゃなくて普通の住宅のほうもやっぱり、いろいろ以前から議会等、定例会等でも話になっていきますけれども、そういう若者向けのやっぱり居住をまた建設等の計画もお願いしたいという考えもあるんですが、そういう考えはどうか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この質問につきましては、私も、時期ちょっと忘れちゃったけれども、平成30年12月だったように記憶していますが、吉田議員からもその質問がございました。現在の公営住宅というのは、いわゆる低所得者あるいは住宅に困窮している方、そういった方々の目的でございますので、ある一定の収入がある方は入れないということで、村が独自に別な住宅を建てたらどうかということで質問がございました。

それに対して、私も答えましたのは、私の頭にありますのは、ぜひそれはやらなければならない事業の一つだということを申し上げました。そのときにやらない理由はということで、現在、公営住宅の最後の年度であるということ。それから、やはり職員の人的能力ということは、作業が2つも3つも重なるとなかなかそこに人材を集中するわけにいかないの、それが落ちついてからということでございます。

ですので、私自身としては、この問題も、早く建てて、例えばの話ですが、10戸必要であれば5戸ずつ建てて様子を見る、あるいはそういった需要があるかないかアンケートをしてみる、そういったことはしなければいけないというふうには思っております。できれば私自身の考えは、それはやらなければならない、公共交通の問題もありますけれども、若者を定着させるためにはそれが必要だろうというふうに思っています。

以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） ありがとうございます。

その辺は早目に実現してほしいと切に思っております。

最後の質問ですけれども、4番目で、これもたびたび定例会で議員さんからの質問は

出ていると思います。小中学校の完全給食ということで、私もいろいろ親御さんから聞く話でありますけれども、今現在は米飯持参ということで給食なっていますけれども、近年やはり朝食がパンということで、米飯のためにわざわざ朝ご飯を炊くという家庭もあると聞いております。ですので、そういうわざわざ炊くというよりであれば、温かいご飯ということで完全給食にしたらよいのではないかとということと、また、いつの定例会かわかんないですけれども、その答弁で、蓬田村は水稻農家が多いということで、自分において米がつくっているということで米飯持参ということになっておりますけれども、今現在、若い世代は米を買っている世帯もあります。ですので、全部全部が米をつくって、その米を持ってきているわけではないので、小中学校の完全給食ということはしたらどうかということ答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） お答えします。

以前にも、川崎議員が言われたように同じ質問が出されました。そのときの回答として、蓬田村は、それこそ今のこの役場の横にできた時点から、今もう新しくなっていますけれども、ご飯を炊く施設つくっておりません。ということは、結局、子供たちが自分食べる分を持ってくるという、それがまた蓬田村の一つの特色かなと思っておりました。どうしても保護者の方から、いろんな意味でつくってほしいという要望があれば考えますとずっと答えてきました。ところが、現在まで、そのように小中学校の保護者からは要望が出ていないというのが現状です。それが1つ目。

2つ目の、確かにつくった段階で、農家が多くて、水稻農家ということで自分でつくった米を自分の子供に食わせるという意味で、ご飯を炊く施設はつくっていないというふうに考えております。今、中学校にあるところもその施設がありません。確かに水稻農家が少なくなっているということは事実ですが、やっぱり自分の子供たちが自分の食べる分を持ってくるというのはすごくいいなと、食育に。なぜかというと、頼んでつくと食缶にまた余る、いろんなものを捨てなきゃいけないというまた状況出てきますので、私は持ってこられるのであれば今の状況ではいいかなと。ただし、今言ったように、保護者の方が、何とかご飯もやってけてなれば一応考えますということで答えております。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） なかなか米飯持参という市町村、なかなかないというのは、95%

以上が完全給食ということで推移しておりますけれども、私も一部保護者から言われたことでありまして、できれば温かいご飯等もいいのかなというのは現実思っております。ただ、食べる量、廃棄等問題あると思っておりますけれども、できれば一回、保護者にアンケート等をとって、意向調査一回かけていただければなと思っております。そうしないと、一部でもそういう声があるということもありますので、またこういうのがないと、またそういう話が出てくると思っておりますので、一回はアンケートを実施したらいいのではないかなと思っております。どうでしょうか。

○議長（木村 修君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） 前に回答したように、保護者の要望があればアンケートとるということも出たんですが、今言われたように、アンケートも確かに必要だなと思えました。ただし、とる場合は、ただ、ご飯つくってほしいか、そのままでいいかということではなくて、やはりつくることによってどういう状況が生まれるか、確かに2つほど選択肢があるんですけれども、1つは今の給食センターにご飯を炊く施設をつくるとなると改築しなきゃいけないという問題。それから、学校給食会から炊いたご飯を買うとなると、炊いたご飯プラスいろんなお金のあれが出てきます。幾らぐらいかかるのかという、そういうことも兼ね合わせながら、アンケートをとってみたいなと思っております。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） その点要望いたしまして、私の質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、2番川崎憲二君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。（「10分間で11時05分から再開したいと思います」の声あり）

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第5 一般質問 6番 吉田 勉議員

○議長（木村 修君） 日程第5、6番吉田 勉君の質問を許します。

○6番（吉田 勉君） こんにちは。6番議員吉田です。

きょうは、2つの点について質問いたします。

まず、第1点ですけれども、ホタテ残渣施設のコンプレッサーの導入についてです。

漁協のホタテの残渣施設では、今月の後半からの稼働を予定して、既にコンプレッサーをリースで借りております。今回、補正予算で取り上げられたコンプレッサーの導入が認められた場合、納期はいつごろになり、実際の稼働予定はいつごろになるのかお尋ねいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） お答えいたします。

7月中の契約で、2カ月間の工期を見まして、9月中の稼働を予定しております。

以上です。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 9月の稼働ということですから、コンプレッサーを入れる箱とか、収納庫、並行して進んでいくんですか。それとも、コンプレッサーが入ってからつくるんですか。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 7月に契約予定していますのは、建屋と同時発注になります。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） もう現状、実際に漁協のほうでリースで借りているということを十分考慮して、できるだけ早くお願いしたいと思います。

続いて、2番目の各農事振興組合の農業機械の助成についてお尋ねします。

各地区の農事振興組合は、10アール当たり幾らかという賦課金と、作業機械の共同利用の利用料金で運営しております。今、農地集積が進む中で、大規模農家ではあぜ塗り機などの自己所有がふえております。農業機械は使う時期が集中しております、中小の規模の農家にとっては、今まで終わるのを待っているのが待ってなくてもいいという利点はあるんですけれども、その分、振興組合に入る利用料金が少なくなっております。機械の更新がなかなか難しいというところもあります。

振興組合としても、不安定な農業情勢のもと、賦課金を上げることもできず、利用料金も減少しているという中で、機械の更新は本当に難しくなっています。また、任意団体のため、ローンを組むというのには条件が厳しいということもあります。各振興組合

長会議等で各地区の実態を聞き取りの上で、必要なところに助成はできないものかお尋ねします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） お答えいたします。

中小農家に対する支援として、補助対象者や助成方法など、今後検討していきたいと思っております。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 行政側では、平成3年に蓬田村地域営農推進基金営農条件整備事業でトラクター等を各振興組合に整備いたしました。それ以降、現状、全然支援がありません。できれば、全額助成ということではなくて、そば刈りのコンバインのように3割助成の7年返済という形でも十分払っていけると思いますので、こういうことをぜひ検討をお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 今現在、この平成3年に行われた事業自体はないのですが、財源も含め、実施可能かどうかも含め、今後検討させてください。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 振興組合長に聞かないうちは予算規模等もわからないんですけれども、ぜひとも村長の前向きなご意見を一言お願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この問題につきましては、以前にハウスの助成の問題もございました。庁内で検討した中では、やっぱりこういう農業機械あるいはその他の施設、そういったものについてもやっぱり助成していく必要性はあるというので、他市町村のそういう制度をもうちょっと研究してみて、やれることはやりましょうということで話を進めました。具体的な中身についてはちょっと出てきませんので、今後そういったことで進めさせていただきます。

以上です。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 進めさせていただきますという前向きな発言をもらったんですけども、ハウスの助成についても進めていきますという発言の中でまだ保留になっているということも考慮していただいて、できる限り速やかにやっていただきたいと思います。

す。以上、要望です。終わります。

○議長（木村 修君） これで、6番吉田 勉君の質問を終わります。

日程第6 一般質問 3番 久慈省悟議員

○議長（木村 修君） 日程第6、3番久慈省悟君の質問を許します。

○3番（久慈省悟君） 3番久慈省悟です。

きょうは、お知らせしているように2つの一般質問をいたしますが、よろしくお願ひいたします。

1番に、信号機設置についてということでご報告しておりますけれども、よもつと団地から駅へ向かう途中、バイパスを横切る際、危険性が大きく信号機が必要だということをお伝えしております。ぐっと町会から蓬田駅へ向かう途中、バイパスを横切りますが、非常に危険性が大きく、地域の住民より信号機があったらいいなど。それはなぜかというと、去年の7月によもつと団地に住んでいる女性がバイパスを横断した際に車にひかれて、それが死亡事故となってしまっ、家族においてはとても悲痛な死亡事故というのが発生しております。

それで、その家族からも必要性を訴えられてはおりますけれども、3月議会にまた柿崎議員からも、交通事故が発生することに対して住民の安全を守るために信号機の必要性を上げております。総務課長の当時の答弁では、交通安全協会に諮りながら、その結果を管轄する外ヶ浜署に要望書を提出するという一連の流れの説明がありました。最後に、設置はかなり難しいのではないかという答弁の中で、要望は上げることができるとつづっております。その後の、総務課長の要望書を上げることはできるということに対して、その後の展開というのはどういうふうになったのかお伺いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

確かに3月に要望を上げることはできるということで答弁をいたしました。ただ、基本的な考え方としては、ぐっと町会さんのほうは、そこを横切ると距離も短くて駅のほうに近いということはわかるんでありますけれども、当初、バイパスを整備する段階で、蓬田小学校通りのところに、実際にはその信号をつけて歩行者が優先的に使用できる地下道を整備したという経緯がありまして、それもこちらからたしか要請をして地下道にしてもらったという経緯がありましたので、それを考えると、どうしてもあの距離、あ

の近い距離であれば、信号機自体を要請をしても通らないのではないかとということで、内々の話しとして外ヶ浜警察署のほうにも問い合わせをしてみたところ、実際判断を本部で行うということだということでしたけれども、どうも感觸的によくないのではないかとこの話は受けておりました、できれば地元の方とかの、例えば要望書なり、請願というんですか、その地区からの、地元の住んでいる方々から上がったほうが通りがいいというような話もその時点では言われましたので、そこら辺は今後その町会、それから団地のほうとも話をした形で、例えば、実際にこちらが使いたいとか、あればいいとかというのを、やっぱりそういうのを持っていかないと要望もどうしても通りにくい判断の材料の一つとなると思うので、今後ちょっとそこら辺はぐっと町会さんのほうとも話をしてみて、まず地元のほうから上げる形のほうが効果はあるようですので、そういう形のほうでできれば進めたいと考えております。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 答弁ありがとうございます。

確かに、すぐそばに皆さんもご存じのように信号機もあり、地下道もあります。そして、当時を振り返ってみれば、坂本議員が一生懸命小学校の子供たちのために、安全に横断できるために地下道の設置が必要ではないかというのを一生懸命一般質問で、たしか訴えていた、そんな記憶がするわけですがけれども、二度とこういう悲惨な死亡事故のないように、地域住民が駅利用に安全に横断できる対策を、やっぱり我々行政として進めていく必要性は大きいというふうに認識しますので、お手数をおかけしますとは思いますがけれども、ぐっと町会さんのほうと少し話し合いを持っていただきたい。そして、速やかに設置に向け、難問はあると思いますが骨を折っていただければ、行政マンとして我々も誇りに思えると思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、次、2番目の行政職員採用試験について質問いたします

最近の採用を見ていると、近隣の自治体からの採用が多く見受けられることから質問に至っておりますけれども、自治体の職員採用に対しての試験というのは、条件を満たしている場合はどこに住んでいようとも受けることは可能ということは誰でもわかっておると思うんですけれども、村民の子供たちは試験を受けている人数が少ないのか、また、村民中心の採用にはどうしてもなっていないのか、村長にお伺いしたい。いかがでしょうか。（「まず、実態は総務課長から」の声あり）

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

職員募集要項というものがあって、職員の募集をかけるわけですが、その中に記載できる条件等の中のうちでは、職業安定法第3条と第5条の4というのがあります。そして、その中に、例えば出身地、居住地、通勤条件等の条件はつけることができないということで、今はその要項にもそういう条件はつけておりません。あと、例えば、男だけとか、女だけとか、そういう性別に関するものも男女雇用機会均等法とかでもできませんし、それから、身体障害者の方とか、そういう障害がある方も、そういう法律の中で就職の要件でそういう方はだめということではできなくなっている。そういうのが今現在は法律で定義されております。

そして、村民の方が受ける数がどうなのかということでもありますけれども、そもそも試験で募集するわけですが、どうも受験する願書を提出する方の数がやはりどうも少ないということで、例えば、ことしはもう上級の募集かけていますけれどもたった一人とか、それから去年であれば3人だけとかということで、昔ほど受験する人数がふえていない。それから、住所的には村外ですけども、例えば、自分の父親は蓬田村出身ですよとかという方も中にはいます、親が。親が蓬田出身で、今、市内に住んでいて、例えば、その子供が受験とか、そういうパターンはありますけれども、実際問題、村内に住所があって、受験の願書を出されている方がいるかということ、去年、ことしと見た限りではゼロということで、そもそも村内の方が受験の願書を出していないというのが現状であります。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 先ほど、2番の川崎議員も総合戦略、人口減少のビジョンとか何かすごい質問をしておりましたけれども、やはり若者の流出防止及び消防団の団員不足のため、職員にも団員として活動に参加していただいている状況ということもございます。やっぱり村民の子供たちを採用するということは、そういうことにも寄与していく、こういうことにもつながっていきます。また、少しでも安定した住民の家庭をふやしていくというのは、我々議員もそういう認識も持っていますし、村長もやはり未来に向けて蓬田村という運営者として責任がある立場ですから、やはり村民を採用するということはいろんなプラスにつながっていくわけです。

よもぎた広報にも案内は出している、そう思いますけれども、村長、首長として蓬田の未来に、先ほども申しましたけれども、責任を持つ立場として、もっともっと口頭で村民に伝えていただいく必要性はあると、そう思いますけれども、村長はどう思われますか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 採用の問題については、非常に私自身も、本来であれば地元から採用したいという気持ちが重々ございます。他町村のことを申し上げれば、ちょっと場が外れているかもしれませんが、やはり他町村でもなかなか受験してくれないという部分があって、近隣の市町村から採用しているというふうな実態のようであります。

今、言いましたように、消防団の確保とか、あるいは若者の定着ということを考えれば、やっぱり地元採用ということになるでしょう。でも、やっぱり私どもは幅広く採用というか募集をかけているわけでありますので、やはり中立公正ということが我々に求められる採用の条件だろうと、これは基本であります。できるだけ地元を採用したいというふうな気持ちを持っておったとしても、やはり一定の、我々の場合は一次試験、二次試験というので2つに分けていますので、最低でも一次試験は通過していただけないことには、これはなかなかそういうふうにはならないということだけは理解していただきたい。

我々、四役が一応面接官という形で二次試験を行っていますけれども、それでもやっぱり地元の人を採用したいという気持ちは変わりませんので、何とか若い人方、ほかの大企業なんかにでも行きたいという気持ちがあるんでしょうけれども、もし受けてみたいということであれば、ぜひ受けていただきたいというのが私の気持ちです。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） どうもありがとうございます。

村長の気持ちもわかりました。また、やはり村民の安定した、一件でも多くの家庭をふやしていくというのがやっぱり行政として基本でございますので、やはりいろんなところでいろんなご挨拶をする立場にある村長が、追伸として、やはりことしも来年度に向けて採用試験がございますと、ぜひ皆さんの子供たち、またお孫さんに勉強させ、我が職員の試験を受けていただきたいと、そういうのもやはり広報に頼らず本人の口から一生懸命そういうのを発信することによって、また村民の受ける印象とかも変わってく

ると思いますので、ぜひそのような方向で一生懸命村長も頑張っていたきたい、そのように申し上げて、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、3番久慈省悟君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時25分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員